

運輸安全マネジメントに関する取組み

2024年12月

信南交通株式会社

信南交通株式会社では、輸送の安全を確保するために、社長をはじめとして役員・全社員が一丸となって法令遵守に取り組んで参ります。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- 1) 旅客自動車運送事業を営む当社にとって、輸送の安全は最大の使命であり、事業の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たして参ります。
- 2) 輸送の安全に関係する諸法令、諸規則、社内規定など常に最新のものを、社員全員がきちんと理解し、遵守します。
- 3) 安全確保が最優先の基軸であるので、最重点項目として安全に関するインフラ整備と教育計画を策定し、実施します。
- 4) 社員全員で輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善のPDCAサイクルを回して、確実に実施すると共に、継続的な改善を行う上で、絶えず輸送の安全性の向上に努めて参ります。
- 5) 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表致します。
- 6) 職位を越えたコミュニケーションを構築し、安全に関する声及び、意見に対して真摯に耳を傾けながら、社員全員で取り組み、安全確保を実施します。

2. 輸送の安全に関する目標及びその達成状況

1) 輸送の安全に関する目標と達成状況【80期、2023年10月～2024年9月】

- (1) 重大事故件数を0件（自動車事故報告規則第2条の規程に該当する事故）
◎重大事故発生件数0件（目標達成）
- (2) 有責人身事故件数を0件
◎有責人身事故0件（目標達成）
- (3) 物損事故件数（簡易な過失を除く）を前期対比50%の4件以内に抑える。
◎簡易な過失を除く物損事故は、10件発生（目標を6件超過、前年度比2件増加）
- (4) 安全違反件数（簡易な過失を除く）を前期対比40%減の40件以内に抑える。
◎簡易な過失を除く安全違反は、62件発生（目標を22件超過、前年度比では6件減少）
- (5) 緊急時体制をさらに確立させる。
◎緊急時対応マニュアルに基づいて、乗務員会にて緊急事態（車両事故・車両故障時）を想定した対応訓練を実施しました。

2) 輸送の安全に関する目標【81期、2024年10月～2025年9月】

- (1) 重大事故件数0件（自動車事故報告規則第2条の規程に該当する事故）
- (2) 人身事故件数0件とする。
- (3) 物損事故件数（簡易な過失を除く）を前期対比50%減の5件以内にする。

- (4) 安全違反件数（簡易な過失を除く）を前期対比30%減の43件以内に抑えます。
- (5) 緊急時に備えての体制をさらに確立させます。

3. 輸送の安全に関する重点施策

- 1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全を管理する諸規則、社内規定に定められた事項を厳守します。
- 2) 輸送の安全に関する費用の支出・投資を積極的かつ効果的に行います。
- 3) 輸送の安全に関する内部監査を年2回実施し、必要な是正処置又は予防処置を講じます。
- 4) 輸送の安全に関する情報の組織体制および連絡体制を確立し、社内において必要な情報を迅速に伝達、共有し、安全の確保に努めます。
- 5) 安全の確保に関する教育及び研修に関する具体的な計画を作成し、これを適確に実施します。

4. 輸送の安全に関する計画及びその達成状況

【80期の計画及び実施状況 2023年10月～2024年9月】

(1) 強化月間を設定し実施する

- ① 年間2回(1月・6月)の強化月間を実施し、具体的実施事項について取り組む。
 - ◎ 1月と6月を強化月間とし、点呼時における運行管理者点呼執行者からの指示事項に対して運転者が復唱を行い、確認後に乗務に就く対応を実施しました。
- ② 事故防止及び安全運行のために、下記(5)(6)を重点に実施する。
 - ◎ 事故防止強化月間を1月と7月に実施し、点呼の確実な実施・事故の撲滅に取り組みました。
 - ◎ 交差点での右左折時及び、横断歩道における安全確認の徹底、歩行者・自転車に対する安全確認の実施について取り組みました。
 - ◎ アルコールチェックの実施状況を毎月集計し実施状況を確認するとともに、点呼執行者及び乗務員に対しての点呼時における実施手順の定着化を図りました。

(2) 交通安全運動への取り組み

- ① 年間4回行われる交通安全運動に具体的な目標を設定して取り組む。
 - ◎ 年末・春・夏・秋の年4回行われる交通安全運動に当社独自の取り組み事項を設定し取り組みました。車庫内での出庫車両、帰庫車両へのPRアピール行動の実施を行いました。

(3) 車内事故防止キャンペーンへの取り組み

- ① 7月に車内事故防止キャンペーンに取り組む
 - ◎ 7月に行われた日本バス協会主催の車内事故防止キャンペーンを、強化月間の位置づけにて取り組みました。

(4) 事故事例に対する再発防止策の周知

- ① 簡易な過失以外の事例を掲示し、事故の発生状況と再発防止策を周知する。

- ◎ 運輸安全委員会で立案した再発防止策を社内掲示し周知しました。
- ② 再発防止策以外の対応策を広く乗務員より聞き取り検討する。
 - ◎ 乗務員会を開催し、事故事案に対する再発防止についてと、収集、検証したヒヤリ・ハット事案を紹介して対応等について意見を伺いました。
- (5) 運輸安全委員会メンバーによる再発防止策の検証
 - ① 簡易な過失以外の事故事例・安全違反に対し、発生状況を分析し再発防止策を立案・周知する。
 - ◎ 内容が同一した事案に対して、原因を分析した上で再発防止を検証しました。
 - ② 再発防止策立案後3ヶ月以内に実施者以外のメンバーが実施状況を確認し効果を検証する。
 - ◎ メンバー間において確認を実施しました。
 - ③ 事故事例、安全違反事例を統計的に分類し、類似事例については、抜本的な見直しを行い、再度防止策を実施する。
 - ◎ 再発防止策の検証と対策については、運輸安全委員会メンバーによる再発防止策の検証を実施し、同一事案に対しての対応を検証しました。
類似事例が多発し、大幅に前年に対して発生件数が増えたため、しっかりと再発防止策の対応が課題となりました。
- (6) 点呼の確実な実施
 - ① 対面点呼(出社・出庫・中間・入庫・退社)による健康状況・注意事項・報告事項・遺失物の有無等を確実に行う。
 - ◎ 強化月間にチェック表を用いて個別に対応しました。
 - ② 法令・規程等を全運行管理者が同一に理解し、点呼を実施する。
 - ◎ 対面点呼による法令に沿った点呼については、強化月間の設定による取り組み及び交通安全運動で延べ5ヶ月間取り組みを行いました。
 - ◎ 毎月の運行管理者会議において、情報の共有と、問題点に対する行動の統一を実施しました。
- (7) 緊急事態に備えた体制の確立と訓練の実施
 - ① 事例に対する検証及び体制の見直しと、定期的な点検の実施
 - ◎ 関係機関へ緊急時の対応方法を確認し、マニュアルを含めて、社内関係部署間にて検証を実施し、気象等による自然災害等を含めた緊急事態における社内体制として、運行の可否等に対して事前に検証するシステムを構築して対応しております。
 - ② 緊急時を想定した訓練の実施
 - ◎ 7月から8月の乗務員会において、緊急事態を想定しての現地研修として、車両故障発生を想定しての訓練を実施しました。
- (8) 安全に関する施設の点検
 - ① 定期的に社内外の施設を点検する。

- ② 施設に関する不具合や改善点を乗務員より聞き取りを行い実施する。
 - ◎ 休憩施設及び仮眠室等の点検、保守を定期的にも実施しました。
 - ◎ 車庫内における危険箇所、設備点検を実施しました。

(9) 第46回プロドライバー事故防止コンクール参加。

- ① 同コンクールに参加し、優秀賞を受賞しました。

(10) 輸送の安全に関する設備・投資等について

- ① 脳ドックの検査費用（計画9名、実施9名）
- ② 睡眠時無呼吸症候群の検査費用（9名）
- ③ ストレスチェック及びカウンセリングに係る費用
- ④ インフルエンザ予防接種受診費用（一部補助含む）
- ⑤ 外部安全運転研修受診費用（計画2名、実施3名）
 - クレフィール湖東での乗務員の外部研修を貸切運転者1名と、新任乗務員2名に対して実施しました。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染予防対策費用
- ⑦ 「ドライバー異常時対応システム」など安全機能が装備された高速車両の車両購入費用など
 - 乗合一般路線用車両1両導入
 - 乗合高速路線用車両2両導入
 - （上記①～⑥合計 約120万円）

【81期の計画 2024年10月～2025年9月】

輸送の安全に関する目標を達成するため、以下の計画を策定し、実施します。

(1) 強化月間を設定し実施する

- ① 年間2回（1月・6月）の強化月間を実施し、具体的実施事項について取組む
- ② 事故防止及び安全運行のために、(5)(6)を重点的に実施する。

(2) 交通安全運動への取組み

- ① 年間4回（4月・7月・9月・12月）行われる交通安全運動に具体的な目標を設定して取組む。

(3) 車内事故防止キャンペーンへの取り組み

- ① 7月に日本バス協会と連携して、車内事故防止キャンペーンに取り組む。

(4) 事故事例に対す再発防止策の周知

- ① 簡易な過失以外の事故事例や安全違反を掲示し、事故の発生状況と再発防止策を周知する。
- ② 再発防止策以外の対応策を、広く乗務員から聞き取り対応を検討する。

(5) 運輸安全委員会メンバーによる再発防止策の検証

- ① 簡易な過失以外の事故事例・安全違反に対し、発生状況を分析し再発防止策を立案・周知する。

- ② 立案した再発防止策以外の対応策を広く乗務員より聞き取り検討する。
- ③ 再発防止策の検証結果について運輸安全委員会に確認し、必要に応じて更なる対策を立案する。
- ④ 事件事例及び安全違反を統計的に分析し、類似事例について見直し、再度防止策を実施する。

(6) 点呼の確実な実施

- ① 対面点呼(出社・出庫・中間・入庫・退社)による健康状況・注意事項・報告事項・遺失物の有無等を確実に行う。
- ② 法令・規程等を全運行管理者が確実に理解し、点呼を実施する。

(7) 緊急事態に備えた体制の確立と訓練の実施

- ① 事例に対する検証及び体制の見直しと、定期的な点検の実施
- ② 緊急時を想定した訓練の実施。(8月)

(8) 安全に関する施設の点検

- ① 定期的に社内外の施設を点検する。
- ② 施設に関する不具合や改善点を乗務員より聞き取りを行い実施する。

(9) 第47回プロドライバー事故防止コンクールに参加して、職場ぐるみでの交通安全及び、交通事故防止活動を展開する。

(10) 輸送の安全確保に関する設備・投資等

- ① 脳ドックの検査費用 (計画10名)
 - ② 睡眠時無呼吸症候群の検査費用 (16名)
 - ③ ストレスチェック及びカウンセリングに係る費用
 - ④ インフルエンザ予防接種補助
 - ⑤ 外部安全運転研修受診費用 (2名)
 - ⑥ 新型コロナウイルス感染予防対策費用
 - ⑦ 「ドライバー異常時対応システム」など安全機能が装備された車両購入費用
 - 計画 乗合一般路線用車両1両
 - 乗合高速路線用車両2両
- 上記 合計 計画 ①～⑥ 約160万円

輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

【80期の安全に関する教育・研修実績2023年10月～2024年9月】

(1) 経営管理部門に対する教育・訓練

- ① 内部監査員の選任
 - ◎ 運輸安全マネジメントの概要及び、ガイドラインに沿った監査内容について検討を実施しました。
- ② 一般運行管理者講習の受講 (12・1月)
 - ◎ 運行管理者及び補助者 合計7名が受講しました。

- ③ 運行管理者試験（3月・8月）
 - ◎ 8月に運行管理補助者3名が受験し、取得しました。

(2) 運転士に対する教育・研修

- ① 外部講師による乗務員の安全教育
 - ◎ バスの運転に対する高度な技能及び知識の習得を通じ、安全運転意識向上を目的として、クレフィール湖東での2日間の安全運転研修を計画し、新任運転士2名に対して実施しました。
- ② エコドライブ活動を通じた小集団による安全運行活動
 - ◎ 各グループが独自の目標を設定し取り組みました。
- ③ デジタル運行記録計及びドライブレコーダーでの速度及び運行状況の確認による個別指導教育
 - ◎ デジタコデータを毎日確認し、速度超過・連続運転・拘束時間・休憩時間等安全運行について社内体制及び個別指導を実施しました。
 - ◎ デジタコデータによる安全評価を毎月集計し、運輸安全委員会において状況を確認し、対応を検討しました。
 - ◎ お客様から寄せられるクレームやご意見をドライブレコーダーで確認し、事実関係を把握し、個別指導を実施しました。
- ④ ドライブレコーダーを活用したヒヤリハット事例の収集と教育指導
 - ◎ ヒヤリハット事例を運転士からの報告からドライブレコーダーにて収集し、乗務員会にて事例紹介と注意喚起を行いました。
- ⑤ 一般適性診断の全乗務員受診及び初任・適齢診断の受診
 - ◎ 社内設置のナスバネットにより、適性診断(一般・初任)を乗務員に実施しました。
- ⑥ 適性診断活用講座を受講した指導者による受診後のフォロー
 - ◎ 適性診断の結果より問題がある乗務員に対し教育指導担当者より個別指導・カウンセリングを実施しました。
- ⑦ 健康診断の全社員実施と保健師による保健指導及びフォロー
 - ◎ 一般健康診断・深夜業務従事者健康診断・人間ドック等を全社員対象者に実施しました。
 - ◎ 健康上における問題を抱えている社員に対し、嘱託保健師との個別保健指導を実施し、改善活動に取り組みました。
 - ◎ 要精密検査者に対して受診促進と結果確認を行いました。
 - ◎ 就労制限の対象となる運転者に対するフォローを嘱託保健師、産業医を交えて対応を実施しました。
- ⑧ 医療機関による対象運転手の脳ドック検査
 - ◎ 40歳以上の対象運転手に対し5年に1回の脳ドック受診を7名に対して実施しました。乗務に問題なしとの診断を受けております。
- ⑨ 医療機関による睡眠時無呼吸症候群の検査
 - ◎ 運転手対象に、睡眠時無呼吸症候群のスクリーニング検査を実施しました。
 - ◎ 要再検査対象者に対するフォロー対応を実施しました。

- ⑩ 全社員を対象としたストレスチェックとメンタルヘルスの実施
 - ◎ 2月～5月に全社員にストレスチェックを実施しました。
 - ◎ ストレス度の高い部門に対して、原因の究明と対処方法について嘱託保健師による指導・勉強会を行いました。また、保健師による個別面談対応を行っております。

【81期の安全に関する教育・研修計画 2024年10月～2025年9月】

- (1) 経営管理部門対応
 - ① 内部監査に対して、運輸安全マネジメントに対するガイドラインに沿った内部監査になるように、内部監査員に対しての周知の実施
 - ② 内部監査員の増員対応
 - ③ 安全マネジメントに関係する講習会への参加

- (2) 運輸管理部門対応
 - ① ヒヤリ・ハット情報収集と活用の取り組み
 - ② 重大事故発生時における現場対応要領の再確認と、徹底を図る。

- (3) 運転士に対する教育・研修
 - ① 81期教育計画に基づき運転士教育の実施
 - ② 外部機関講師による乗務員の安全教育（年1回）
 - ③ 救急救命士講習の受講
 - ④ エコドライブ活動を通じて、小集団による安全運行活動（通年・グループ会含む）への取り組み
 - ⑤ デジタル運行記録計及びドライブレコーダーでの速度及び運行状況の確認による個別指導教育（通年・運輸安全委員会にて確認実施）
 - ⑥ ドライブレコーダーを活用したヒヤリハット事例の収集と教育指導等への活用（通年）
 - ⑦ 一般適性診断の全乗務員受診及び初任・適齢診断の受診（1～4月）
 - ⑧ 適性診断活用講座を受講した指導者による受診後のフォロー（5～9月）
 - ⑨ 健康診断の全社員実施と保健師による保健指導及びフォロー（11～6月）
 - ⑩ 医療機関による対象運転手の脳ドック検査の実施（12月～5月）
 - ⑪ 医療機関による睡眠時無呼吸症候群の検査の実施及び、検査結果による指導及び、観察の実施
 - ⑫ 医療機関による対象社員の労災二次検診の実施
 - ⑬ 全社員を対象としたストレスチェックとメンタルヘルスの実施（2～4月）

5. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

総件数及び類型別の事故件数は下記の通りです

項 目	件 数	
	80 期 実績	81 期 目標
自動車が転覆し、転落し、火災（積載物の火災を含む）を起こし、又は踏切において鉄道車両と衝突し、若しくは接触したものの	0件	0件
死者または重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる障害を受けた者をいう）を生じたもの	0件	0件
操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保険法施行令第5条第4号に掲げる障害が生じたもの	0件	0件
運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの	0件	0件
自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの	0件	0件
前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したものの	0件	0件
総 件 数	0件	0件

6. 安全管理規定

[「安全管理規定」](#)は別紙のとおりです。

7. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他組織体制

[「安全管理体制図」](#)は別紙のとおりです。

[「事故・災害等に関する報告連絡体制」](#)は別紙のとおりです。

8. 輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じようとする処置

(1) 内部監査の実施状況と計画

① 80期（2023年10月～2024年9月）については、年間2回を実施

② 81期（2024年10月～2025年9月）については、年間2回を計画

9. 安全統括管理者の係る情報

安全統括管理者：取締役管理部部長 林 浩人

10. 行政処分内容、講じた処置等

報告事項はありません。

11. 運転者・運行管理者・整備管理者及び事業用自動車に係る情報

(2024年9月30日現在)

- | | | |
|--------------|-----|----------------------|
| (1) 運転者 | 43名 | |
| (2) 運行管理者 | 10名 | |
| (3) 整備管理者 | 1名 | |
| (4) 事業用自動車の数 | 48台 | (貸切9両、高速乗合22両、乗合17両) |